

## 市税3税の口座振替をご利用のみなさんへお知らせ

固定資産税・市県民税・軽自動車税の口座振替登録がある人で、3年連続して各税目について課税が無い人については、その税目に関する市での振替口座登録が廃止されることとなります。

したがって、過去に口座登録があった人でも、3年連続で課税が無い状態が続くと、次回課税があった場合には納付書での支払方法に自動的に切り替わることとなります。口座振替を希望される場合は、再度金融機関窓口での手続きが必要となりますので、ご注意ください。

問合せ＝税務課 納税推進係 (内線 273～276)

## 上場株式等に係る配当所得等・譲渡所得等の申告はお早めに

市・県民税が源泉徴収されている上場株式等に係る配当所得等・譲渡所得等につき、市・県民税において総合課税、または申告分離課税を選択する場合には、対象となる年度の市県民税納税通知書の送達までに、税務署への確定申告書、または市役所への市県民税申告書を提出してください。

また、これらの所得につき、市県民税において所得税等と異なる課税方式を選択する場合には、対象となる年度の市県民税納税通知書の送達までに、税務署への確定申告書とは別に市役所への市県民税申告書を提出してください。

納税通知書の送達時期＝

市県民税を給与から天引きされる人(特別徴収)	5月中旬
市県民税を給与天引き以外で納付される人(普通徴収)	6月上旬

問合せ＝税務課 市民税係 (内線 281～283)

## 臨床心理士によるカウンセリング(相談無料・要事前申込)

心の悩みや人間関係の悩み、不安、心の病など、ひとりで抱え込んでいませんか。

専門の臨床心理士があなたの相談に応じます。家族からの相談も受け付けます。

日時＝月・水曜の13時～17時(祝日を除く)

場所＝市役所内会議室など(申し込み時にお知らせします)

申込・問合せ＝電話等で、厚生福祉課 障害福祉係(内線 535・538)へ

## 平成31年度 国民年金保険料の納付書を発送します

4月上旬に、日本年金機構より平成31年度国民年金保険料の納付書が送付されます。

納期限等に注意していただき、金融機関かコンビニエンスストアで納付をお願いします。

※市役所では納付できません。

◆平成31年度 国民年金保険料 16,410円(月額)

※前納される場合は、納期限に注意してください。

※現在口座振替等を利用しているみなさんには、別途通知が送付されますので、確認してください。

※保険料の免除等を考えている人は、下記にて手続きしてください。

※現在、全額免除承認されている人は、6月まで承認となるため、4月には納付書が送付されません。一部免除を承認されている人は、一部免除の額の納付書4～6月分が送付されます。

問合せ＝奈良年金事務所 国民年金課(☎0742-35-1371)・保険年金課 国民年金係(内線 325・326)

## 4月から産前産後期間の国民年金保険料が免除となります

対象＝「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の人

免除期間＝出産予定日または出産日が属する月の前月から4ヵ月間の国民年金保険料が免除されます。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3ヵ月前から6ヵ月間の国民年金保険料が免除されます

届出時期＝出産予定日の6ヵ月前から

※ただし、届出ができるのは4月からです。

産前産後期間の取扱い＝産前産後期間として認められた期間は保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます

※出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産をいいます。(死産、流産、早産された人を含みます。)

届出先・問合せ＝保険年金課 国民年金係(内線 325・326)

## 救急車を正しく利用しましょう！～迷ったときは「#7119」

緊急でないのに救急車を利用すると、本当に救急車を必要とする事故が発生した時遠くの救急車が出動する事になり、救える命が救えなくなる恐れがあります。

問合せ＝奈良県広域消防組合大和郡山消防署 救急課(☎59-1331)